

平成 30 年度税制改正のうち、①一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し、②給与所得控除・基礎控除・公的年金等控除の見直しの2点について確認してみましょう。



一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

一般社団法人とは、平成 20 年 12 月 1 日に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立される社団法人をいいますが、その特徴として**持分が存在しない**という点があります。持分が存在しないことから、個人から一般社団法人に資産を移転することで、将来の相続税の課税を半永久的に免れるという問題がありました。

その問題の解消として、一般社団法人等に関する相続税・贈与税について見直しが行われました。

1. 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

<改正前の規定>

個人が財産を一般社団法人に贈与または遺贈した場合で、贈与した者の相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果になると認められるときには、贈与等を受けた一般社団法人を個人とみなして贈与税や相続税が課税されていました。

「相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」の判断は、原則として、贈与等を受けた法人が以下の要件を満たしているかにより判断されていました。

- ① 持ち分の定めのない法人の運営組織が適正であり、定款等に理事等に占める**親族関係者の割合が3分の1以下**とする定めがあること
- ② 贈与または遺贈者、法人の役員等もしくは社員またはこれらの者の親族等に施設利用、金銭貸付、資産譲渡、給与支給、役員選任その他の財産の運用および事業の運営に関し**特別の利益を与えない**こと
- ③ 定款等において、法人解散の場合に残余財産が国、地方公共団体その他の公益法人等に帰属する定めがあること
- ④ その公益法人等につき**公益に反する事実がない**こと

ただし、「当該法人の社員、役員等および当該法人の職員のうちにその財産を贈与した者と親族その他特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該法人の財産の運用および事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合」には、上記①を満たさないときであっても、②～④を満たしていれば「相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」には該当しないものとして取り扱われていました。

<改正後>

個人から一般社団法人に対して贈与等があった場合、上記①～④の要件のうちいずれかを満たさないときは贈与税等を課税することとし、規定が明確になりました。

この改正は、**平成 30 年 4 月 1 日以後**に贈与または遺贈により取得する財産に係る贈与税または相続税について適用されます。

2. 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

<改正前>

改正前には、一般社団法人の役員が死亡しても、一般社団法人を個人とみなして相続税が課税されることはありませんでした。

<改正後>

特定一般社団法人等（※1）の役員（理事に限る）である者（相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含む）が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時の同族役員（被相続人を含む）の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に**相続税を課税**することになりました。

この場合に、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額は控除されることとなります。

※1 「特定一般社団法人等」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団等をいいます。

- ① 相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超えること
- ② 相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

(注) 上記の「同族役員」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者または3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が会社役員となっている会社の従業員等）をいう。

この改正は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用され、平成30年3月31日以前の期間は上記※1②の2分の1を超える期間には該当しない扱いとなります。

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除・公的年金等控除の見直し

1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除について以下のように見直しが行われます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	平成29年～平成31年分	平成32年分以後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限額）
1,000万円超	220万円(上限額)	

2. 基礎控除の見直し

基礎控除について以下のように見直しが行われます。

合計所得金額	基礎控除の額	
	平成31年分以前	平成32年分以後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		—

3. 公的年金等控除の見直し

- ① 控除額が一律10万円引き下げられます。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額が195万5千円で頭打ちとなります。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計が1,000万円を超え2,000万円以下である場合、①②の見直し後の控除額から一律10万円引き下げられます。
公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計が2,000万円を超える場合は、①②の見直し後の控除額から一律20万円引き下げられます。

こちら平成32年分以後の所得税について適用されます。

お問い合わせ・ご相談は・・・



株式会社 青山財産ネットワークス
Aoyama Zaisan Networks Company, Limited

〒107-0052
東京都港区赤坂8丁目4番14号 青山タワープレイス3階
TEL: 03-6439-5800 FAX: 03-6439-5850



株式会社 日本資産総研

〒101-0029
東京都千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル7階
TEL: 03-3525-8332 FAX: 03-3525-8367